

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波：奥尻町津波ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、津波による最大浸水は20mを予測されており

沿岸部にも小売業をはじめとする小規模事業者

があり浸水被害は0.3～20mと予測されている。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
奥尻地区	0.3～20m	72
宮津地区	0.3～20m	11
青苗地区	0.3～20m	59
神威脇地区	0.3～20m	3



※ 小規模事業者数：独自データ 平成31年4月 (出典：奥尻町津波ハザードマップ)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

当町は、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りなどの特別警戒区域や警戒区域の指定箇所が91箇所ある。飲食店や小売店が立地して中心部には普通河川の塩釜川があり、大雨や洪水などによる土石流などの被害も予測される。

また、青苗に向かう国道39号線にも土砂災害指定箇所が点在しており、小規模事業者が59者おり、対策が必要とされている。



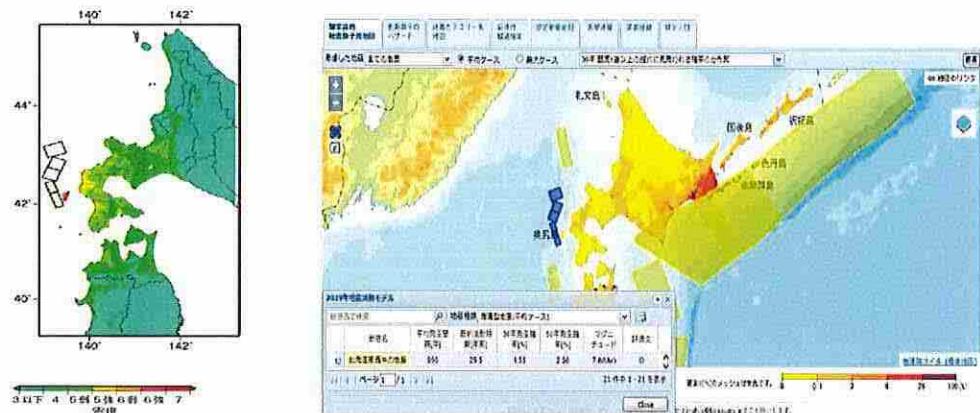
(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研修推進本部・J-SHIS)

当町に影響を及ぼす可能性がある地震は、地震調査研修推進本部によると海溝型地震震源断層が当町の南西沖にあり、今後30年間で震度6強以上の揺れの地震がほぼ0%の確率で発生すると想定されている。当町は1993年（確認）の北海道南西沖地震では、地震発生後4～5分で最大約30mの津波が押し寄せ青苗地区では津波と火災によって壊滅的な被害を受け液状化現象により地盤の亀裂や土砂崩れによって道路が寸断され、小規模事業者は店舗の倒壊や津波や火災による消滅の影響で、事業が途絶えた。

地震種類	発生地域	マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
海溝型地震	北海道南西沖	7.8前後	ほぼ0%

(※次頁、断層帯地図・地震発生確率地図参照)



(出典：地震調査研究本部・J-SHIS MAP)

(その他)

当町は、ここ数年低気圧による強風や大雨被害が多発している。平成30年7月の温帯低気圧（台風7号）による大雨で町内一円の道路が土砂崩れによる土木被害が6件と神威脇地区では電話など通信回線が寸断された。

なお、当町は周囲が海に囲まれているため海洋性の気候で、最も寒い1月の平均気温は-0.2℃と北海道で一番冬が温かい。夏は、ここ数年湿度が高く30℃を超える日もあり、地球温暖化の影響を受けている。

災害発生	災害名	災害種別	災害区域	被害状況
H29.9.23	突風による被害 (竜巻の可能性大) ※気象庁の認定なし	突風	青苗地区	○住宅被害1件（半壊） ○水産被害7件（漁船・その他） 被害総額1,300千円
H29.12.25	低気圧による被害	強風	青苗地区 ほか	○住宅被害3件（一部破損） ○水産被害2件（共同施設ほか） 被害総額3,000千円
H30.7.5	温帯低気圧（台風7号）による大雨被害	大雨	町内一円	○土木被害6件（道路・港湾施設） ○水産被害2件（漁港施設ほか） ○林業被害（治山施設・林道） ○衛生被害2件（水道） 被害総額9,358千円

(出典：奥尻町地域防災計画)

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 157人 (H31.4 独自データ)
- ・小規模事業者数 145人 (H31.4 独自データ)

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	17	15	町内に広く分散
	製造業	10	10	〃
	卸売業	3	3	市街地、沿岸部に集中
	小売業	35	30	
	飲食業	46	46	市街地に集中
	サービス業・その他	46	41	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
奥尻町防災会議条例	S38.4	
奥尻町地域防災計画	S38.4	
奥尻町強靭化計画	H30.10	
防災総合訓練の実施	年1回	
防災備品の備蓄	年1回	発電・蓄電機材や非常食など期限の確認し都度入れ替え

2) 当会の取組 災害発生時、全職員で直ちに巡回支援を行い、早急な小規模事業者の被災状況の把握や、発災後を想定しフォローアップに努めている。

項目	年月	備考
町主催防災総合訓練への参加	年1回	職員4名参加
函館ラ・サール高等学校への防災講演会	年1回	会長講話
「世界津波の日」2019高校生サミットin北海道への防災講演会	R1.9	会長講話

2 課題

- ・当会として緊急時の取り組みについての定めがなく、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウを持った人員がない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・当会会員へ事業継続力強化計画の周知が行われていない。
- ・町の防災計画の関係機関には当会の事務及び業務の記載がされているが、災害時の対応について取り決めをしていない。

3 目標

- ・地域小規模事業者へ災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・支援計画策定のための訓練や教育を行い、職員間のOJTを強化する。

- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R2	R3	R4	R5	R6
建設業	17	15	1	1	1	1	1
製造業	10	10	1	1	1	1	1
卸売業	3	3	0	0	0	1	0
小売業	35	30	1	1	1	1	2
飲食業	46	46	1	1	1	1	1
サービス業・その他	46	41	1	1	2	2	2
合計	157	145	5	5	6	7	7

※策定目標については、当会における人員体制並びに計画策定のための訓練や教育を考慮したうえで浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先する。本計画期間において小規模事業者が本制度に対する認知度が低いこともあり、当会認定後1～2年はセミナーなどで周知徹底を図り、計画期間第1期目は、上記小規模事業者数の20%を策定目標とし、当地域の全小規模事業者が策定できるよう設定した。

・実施目標

項目	目的	目標	
事前対策の必要性を周知	当町小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識・浸透させる	セミナー開催	年1回
計画策定に支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定企業事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援評価会議に合わせて事業継続力強化支援計画評価会議を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和2年4月1日～令和7年3月31日)

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

奥尻町	奥尻商工会
防災関連・強靭化計画に関する情報提供	事業継続力強化計画の周知 セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
	災害リスクの周知
	関係団体との連携
	防災訓練の実施
	応急対応時の対策及び復旧支援

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようとする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。

イ. 当会の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年4月までに事業継続計画を策定予定。

ウ. 関係機関との連携

- ・連携先の東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標件数					フォローアップ回数				
			R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
建設業	17	15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	10	10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	3	3	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
小売業	35	30	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2
飲食業	46	46	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
サービス業・その他	46	41	1	1	2	2	2	1	1	2	2	2
合計	157	145	5	5	6	7	7	5	5	6	7	7

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。

オ. 当会計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町防災計画をもとに連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連絡先	奥尻町地域政策課商工観光係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町地域政策課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話②SNS(LINE・メッセンジャー)③メール(ショートメール他)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否についてSNSのグループ機能等を活用し情報の共有を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・奥尻町災害対策本部の方針に従い、当町地域政策課商工観光係と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は、出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保された後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、もしくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・機種業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当会と当町は被害状況等を下記により共有する。

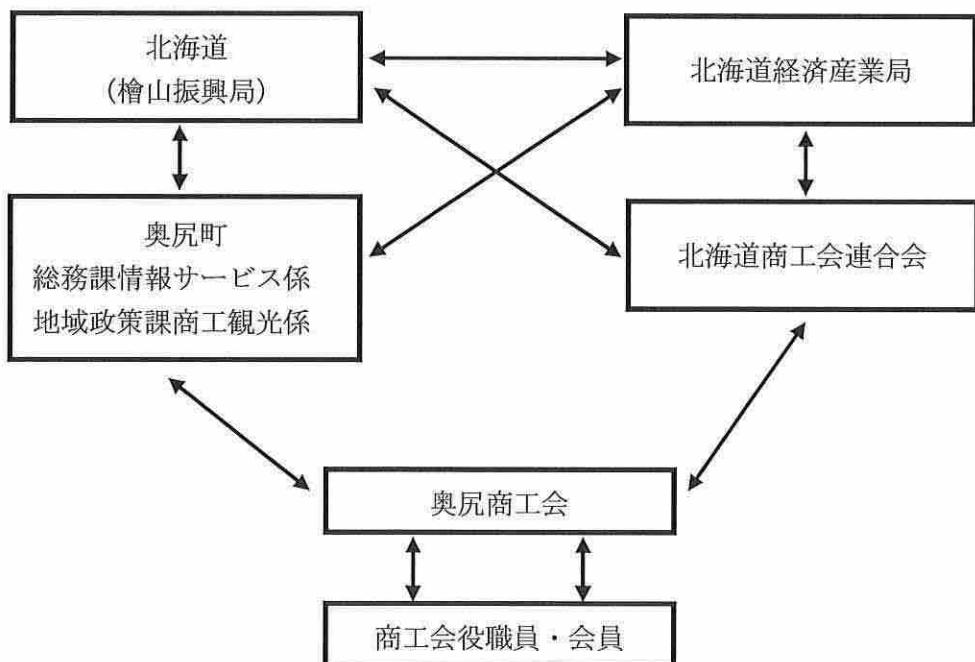
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時における、災害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当町は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定についてはあらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当町と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、檜山振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開催について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助金制度等の申請手続きの支援を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・奥尻町の方針に従って復旧・復興支援の方法を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、ほかの地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会へ相談する。

(6) その他

- ・本計画は、当町・当会HP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制		
(令和 2 年 1 月現在)		
<p>1 実施体制（商工会と関係市町村の共同体制）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"><div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 30%;"><p>奥尻商工会 事務局長 法定経営指導員 補助員 記帳専任職員</p></div><div style="text-align: center; margin: 0 auto; width: 40%;"><p>連携 ↔ 連絡調整</p><p>奥尻町 地域政策課 商工観光係</p></div><div style="text-align: center; margin: 0 auto; width: 40%;"><p>確認 ↔ 連携</p><p>奥尻町 総務課 情報サービス係</p></div></div>		
<p>2 商工会による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p> <p>(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先</p> <p>経営指導員 平 田 和 世 (連絡先は下記 3 (1) 参照)</p> <p>(2) 当該経営指導員による情報提供及び助言（手段、頻度 等）</p> <p>※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う</p> <ul style="list-style-type: none">・本計画の具体的な取組の企画・立案し、実行する。・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップを 1 年に 1 回以上実施する。		
<p>3 商工会、関係市町村連絡先</p> <p>(1) 商工会</p> <p>奥尻商工会 〒 0 4 3 - 1 4 0 1 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 8 1 2 番地 TEL : 0 1 3 9 7 - 2 - 3 0 3 0 FAX : 0 1 3 9 7 - 2 - 2 2 1 5 E-mail : nabeturu@hakodate.or.jp</p> <p>(2) 関係市町村</p> <p>奥尻町地域政策課商工労働観光係 〒 0 4 3 - 1 4 9 8 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 8 0 6 番地 TEL : 0 1 3 9 7 - 2 - 3 1 1 1 FAX : 0 1 3 9 7 - 2 - 3 4 5 5</p>		
<p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none">・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。		

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・専門家派遣費	104	104	104	104	104
・セミナー開催費	10	10	10	10	10
・チラシ作成費	36	36	36	36	36

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。